Ｊｕｍｐｅｒｓ（ジャンパーズ）
北海道警察学生ボランティア

北海道警察の学生ボランティア

○防犯ボランティア
- ・防犯パトロール
- ・児童の見守り活動
- ・防犯に関する広報、街頭啓発
- ・防犯イベント・研修会への参加など

○少年警察ボランティア
- ・少年の居場所づくり活動
- ・非行防止に関する街頭啓発
- ・少年補導活動
- ・非行防止教室への参加など

○サイバーボランティア
- ・サイバーパトロール
- ・サイバー啓発活動への参加
- ・サイバー安全教室等への参加など

Jumpersに登録された学生に対し、事務局（北海道警察）から活動計画を通知します。
上記の様々なボランティアに参加できます。

◇Jumpers活動の流れ◇

～凡例～ 学生がすること / 事務局（警察）がすること

Jumpers（北海道警察学生ボランティア）の活動参加希望者
→ 北海道警察ホームページの登録フォームから講習会の申し込み

Jumpers事務局　講習会の開催
○警察本部生活安全企画課・少年課・サイバー企画課合同
○各方面本部生活安全課（函館・旭川・釧路・北見）

講習会の受講 → Jumpers登録申請書の提出
（登録申請 →）
（← 交付）
Jumpersとして登録 Jumpers登録者証の交付

電子メールにより、活動計画を通知

事務局へメール返信（参加希望者のみ）
→ 当日、登録者証を担当警察官に提示して希望する活動に参加

- 1回の活動ごと
  - 活動参加記録書の交付申出（希望者）
  - （申出 →）
  - （← 交付）
  - 活動参加記録書の交付
- 一定回数以上の活動
  - 活動記録証の交付申請（希望者）
  - （申請 →）
  - （← 交付）
  - 活動記録証の交付

★　Jumpersの活動に参加するには　★

※　道内の大学・大学院・短大、学校教育法による高等専門学校・専修学校の専門課程に在学する18歳以上の学生又は北海道内に居住しながら北海道外に所在する大学等の通信教育課程に在学する18歳以上の方が対象です。

※　講習を受講し、「Jumpers登録申請書」を提出して登録することで、様々な活動に参加することができます。

お問合せ先　Jumpers事務局　011－251－0110
○ 生活安全企画課（防犯ボランティア関係）
○ 少年課　（少年警察ボランティア関係）
○ サイバー企画課（サイバーボランティア関係）